

# 令和2年度 第1回倉吉市地域公共交通会議（書面開催）

## 1 議事

（1）会長・副会長の選出について

（2）公共交通空白地有償運送事業に係る更新申請について

### 【配布資料】

資料1 会長・副会長の選出について

資料2 公共交通空白地有償運送事業に係る更新申請について

資料3 高城地区における公共交通空白地有償運送について（概要）

資料4 協議が調ったことを証する書類（案）

資料5 委員名簿（令和2年6月16日時点）

資料6 倉吉市地域公共交通会議設置要綱



## 議事（1）会長・副会長の選出について

委員の任期が令和2年3月31日をもって満了したことに伴い、倉吉市地域公共交通会議設置要綱第5条第1項の規定により、会長及び副会長について、事務局から下記のとおり提案します。

（事務局案）

役職	所属・役職	氏名
会長	鳥取短期大学教授	羽根田 真弓
副会長	倉吉市総務部長	田中 規靖

倉吉市高城地区において公共交通空白地有償運送事業を実施する「特定非営利活動法人たかしろ」の自家用有償旅客運送者登録の有効期間が、令和2年7月31日までとなっていることから、更新についての審議をお願いします。  
 なお、運送区域、旅客から収受する対価については変更ありません。

様式第2-2号

令和2年 月 日

中国運輸局 鳥取運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人 たかしろ  
 住 所 倉吉市上福田480  
 代表者の氏名 理事長 尾崎 潤二

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 特定非営利活動法人 たかしろ  
 住 所 倉吉市上福田480  
 代表者の氏名 理事長 尾崎 潤二

2. 登録番号

中鳥過第2号

3. 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

4. 運送の区域

運送の区域	備 考
倉吉市高城地区	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 たかしろ事務所	倉吉市上福田480

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
特定非営利 活動法人 たかしら事務所	所有		2 (1)	2 (1)
	持込		( )	
	合計		2 (1)	2 (1)

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	持込	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送	○
福祉 有償 輸送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証

# 高城地区における公共交通空白地有償運送について（概要）

## 1 背景

高城地区では、平成13年のバス需給規制の廃止に伴い、地区と市街地とを結ぶ代替バス路線が減便されるのではないかと、との危機感からバス対策委員会を設置し、バスの利用促進を図り路線維持を図る取り組みを進めてきた。

この中で、地理的にバスを利用したくても利用することができない集落の対策が問題となった。高城地区は、地形的に集落の多くが谷筋に沿って点在しており、路線バスの走らない枝谷地区が9集落存在している。これら集落の高齢者等は、通勤や買い物などにバスを利用するためには、最寄のバス停まで2～3kmも歩かなければならず、日常生活に極めて不便を強いられていた。

そこで、これらの集落の高齢者、障害者等の自宅とバス停の移動を容易にし、家庭に閉じこもりがちになりやすい高齢者、障害者等の主体的で生き生きとした生活を支援するため、本事業に取り組むこととした。

## 2 運送に係るこれまでの経過

- 平成16年8月1日 自家用自動車による有償運送が許可、有償運送開始
- 平成18年7月20日 運送継続のための更新登録申請(7月28日許可)
- 平成18年10月1日 道路運送法改正 (運転者要件の変更による国土交通大臣認定講習受講の義務化)
- 平成20年7月10日 運送継続のための更新登録申請(7月15日許可)
- 平成23年7月22日 運送継続のための更新登録申請(7月29日許可)
- 平成26年7月16日 運送継続のための更新登録申請(7月31日許可)
- 平成27年10月1日 高城線減便により運行便数が5便から1便に減少
- 平成29年7月10日 運送継続のための更新登録申請(7月28日許可)  
(運行継続申請のため、平成29年7月10日の地域公共交通会議で運行継続を合意)

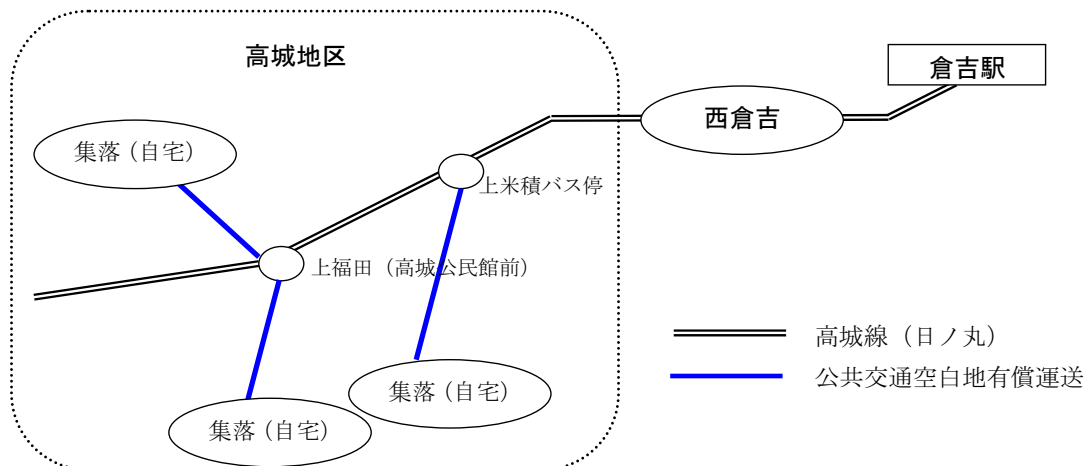
## 3 事業概要

- (1) 事業主体 特定非営利活動法人 たかしろ
- (2) 運送対象 あらかじめ登録した会員。会員は自宅から路線バスの停留所まで相当の距離があり、公共交通機関の利用が困難な移動制約者
- (3) 運送区域 倉吉市高城地区内
- (4) 運 転 者 会員のボランティア運転手 (R1.5 現在 14 名)
- (5) 使用車両 法人所有の車両 (現在 2 台)
- (6) 損害賠償 対人賠償：無制限、対物賠償：500 万円、搭乗者賠償：無制限
- (7) 運送対価 100 円 (2 km 未満：8 集落)、200 円 (2 km 以上：9 集落)
- (8) 運送回数 月・水・金の昼間、路線バスの下り1便に対応し、降車した会員を自宅まで運送している。(月曜日の朝のみ、希望に応じ自宅からバス停まで運送あり)
- (9) 実績等 平成27年10月1日からの減便(5便→1便)後も一定の利用者数を維持しているものの、平成29年度以降は減少幅がやや大きくなっている。

年間利用者数

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
541名	452名	311名	290名	225名	179名	130名

(概要図：高城線と公共交通空白地有償運送)



令和 2 年 月 日

特定非営利活動法人たかしろ  
理事長 尾崎 潤二 殿

## 運営協議会において協議が調ったことを証する書類（案）

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり運営協議会を開催し、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

## 記

1. 自家用有償旅客運送の種別  
公共交通空白地有償運送
2. 運営協議会の名称及び対象市町村  
(名 称) 倉吉市地域公共交通会議  
  
(対象市町村) 倉吉市
3. 運営協議会にて合意に至った年月日  
令和 2 年 月 日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名  
名 称 特定非営利活動法人 たかしろ  
住 所 倉吉市上福田 4 8 0  
代表者の氏名 理事長 尾崎 潤二
5. 合意の内容  
(1) 運送の区域  
倉吉市高城地域  
  
(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）  
別紙のとおり
6. その他特記事項

令和 2 年 月 日

倉吉市地域公共交通会議  
会長

印

旅客から収受する対価を記載した書面

団体の名称 特定非営利活動法人 たかしろ

区間：自宅～最寄のバス停留所のみ

料金：(1) 昭和、勝負谷、今在家、旭原、河来見、上大立、立見、棕波、般若  
200円（片道）

(2) 桜、大立、福積、服部、上米積、岡、下福田、上福田  
100円（片道）



## 倉吉市地域公共交通会議委員名簿

令和2年6月16日現在

	氏名	所属	役職	組織	備考
1	田中 規靖	倉吉市	総務部長	市長又はその指名する者	新規委員
2	徳丸 孝信	日本交通株式会社倉吉営業所	相談役	一般乗合旅客自動車運送事業者	
3	福永 慎一	日ノ丸自動車株式会社倉吉営業所	所長	一般乗合旅客自動車運送事業者	
4	橋本 孝之	一般社団法人 鳥取県バス協会	専務理事	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	
5	下吉 真人	鳥取県ハイヤータクシー協会	中部支部長	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	
6	可世木 武	私鉄中国地方労働組合 日ノ丸自動車支部倉吉分会	委員長	一般旅客自動車運送事業者運転者が組織する団体	
7	羽根田 真弓	鳥取短期大学	教授	学識経験者	
8	福田 健	倉吉市自治公民館連合会	副会長	市民又は利用者の代表	
9	柴田 耕志	倉吉商工会議所	事務局長	市民又は利用者の代表	新規委員
10	谷田 和久	倉吉市老人クラブ連合会	副会長	市民又は利用者の代表	新規委員
11	田中 容子	高齢社会をよくする会くらよし	幹事	市民又は利用者の代表	新規委員
12	河野 和人	倉吉市身体障害者福祉協会	副会長	市民又は利用者の代表	新規委員
13	向井 結	倉吉市女性人材登録	登録者	市民又は利用者の代表	新規委員
14	山田 琢伸	中部地区高等学校PTA連合会	副会長	市民又は利用者の代表	新規委員
15	久保 博嗣	国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局	首席運輸企画専門官	鳥取運輸支局	新規委員
16	波戸 秀浩	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	調査設計課長	道路管理者	
17	石賀 祐二	鳥取県中部総合事務所県土整備局	計画調査課長	道路管理者	
18	安達 正輝	倉吉警察署	交通課長	警察	新規委員
19	尾崎 潤二	特定非営利活動法人たかしろ	理事長	交通空白地有償運送事業者	

## 事務局

氏名	所属	役職
内川 啓二	倉吉市	企画課長
安道 幸仁	倉吉市	企画課企画員
田中 佑佳	倉吉市	企画課主事

## 倉吉市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送、市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に関し、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、倉吉市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 公共交通空白地有償運送の合意の解除に関する事。
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の推薦する職員
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 中国運輸局鳥取運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の推薦する者
- (6) 道路管理者
- (7) 鳥取県警察
- (8) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命された時の要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(書面決議)

第7条 前条の規定にかかわらず、路線の廃止・撤退・新設及び住民生活への影響が大きい減便・経路変更以外に関する議事のみに係る会議であつて会長が招集する必要がないと認めるときは、委員に書面による議事の決（以下「書面決議」という。）を求めることをもつて会議に代えることができる。

2 前項の規定により書面決議を求めたときは、会長はその後に招集される最初の会議において、この結果を報告しなければならない。ただし、書面により事前に委員に結果を報告した場合は、この限りではない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議を構成する団体等の関係者は、交通会議において協議が調つた事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画課において処理する。

2 企画課に市営有償運送及び公共交通空白地有償運送に係る相談、苦情等に関する窓口を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初の交通会議の招集は、倉吉市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成22年3月25日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。